

2018年度（平成30年度）船員保険事業の実施状況等について

資料3

区分	事項	上半期の実施状況	下半期の取組予定
(1) 基盤的 保険者機能	① 保険給付等の業務の適正な実施	○現金給付の審査に当たっては、疑義のある案件について必要に応じて本人や担当医師に照会したほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなど、適正な給付に努めた。 ○下船後の療養補償については、療養補償証明書の未提出者が多い船舶所有者を抽出し、適正利用に関するチラシを送付した。	○引き続き、疑義のある案件については各種照会を実施し、適正な給付に努める。また、適用（制度への加入や報酬）に関する不正が疑われるような案件については、日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を実施する。 ○下船後の療養補償については、関係団体の機関誌等を通じて記事を掲載し、適正受診に関する広報を実施する。
	② 効果的なレセプト点検の推進	○内容点検業務については昨年11月から外部事業者を活用し実施しているが、定期的に委託事業者と点検方針等について打合せを行うなど、点検効果の向上に努めた。	○内容点検業務については引き続き外部事業者を活用した点検を実施し、点検効果の向上に努める。また、資格点検についても点検方法を精査し、取り組みを強化する。
	③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	○照会基準の見直しを行い照会業務を強化した。	○引き続き、加入者に対する文書照会を実施するとともに、適正受診について啓蒙啓発を行う。
	④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	○保険証の回収強化については、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行うことを徹底した。 ○債権回収については確実な回収に努めるため、早期に文書による催告や支払督促等の一連の手続きを実施した。	○保険証の回収強化については、引き続き2週間以内の返納催告を行うとともに、未返却者の多い船舶所有者等に対し、退職者の保険証の早期回収を依頼するチラシを送付するなど、保険証の早期回収に努める。 ○債権回収については、早期の文書による催告を継続するとともに、高額債権に対してはより納付効果のある支払督促等の法的手続きを実施する。

区分	事項	上半期の実施状況	下半期の取組予定
(1) 基盤的 保険者 機能	⑤ サービス向上のための取組	<p>○8月1日から、疾病任意継続被保険者の保険証並びに傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書送付の際にアンケートハガキを同封し、お客様満足度調査を開始した。31年3月までの間実施する予定。</p> <p>○サービススタンダード*の達成及び保険証の早期発行のため、進捗状況の管理に努めた。</p> <p>※職務外給付の申請の受付から給付金の振込までの期間を、10営業日以内とする。</p>	<p>○アンケートハガキで頂いたご意見について、船員保険部内に設置しているサービス向上委員会において、改善に向けた検討を行う。</p> <p>○サービススタンダードの達成及び保険証の早期発行のため、引き続き進捗管理に努める。</p>
	⑥ 高額療養費制度の周知	<p>○限度額適用認定証の利用促進のため、加入者が多く居住している地域の医療機関に対して、申請書を窓口に設置していただくよう個別に依頼を行った。</p>	<p>○限度額適用認定証の利用者割合の低い医療機関を抽出し申請書を窓口に設置していただくよう依頼するなど、引き続き利用促進に努める。</p>
	⑦ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨	<p>○厚生労働省より提供を受けている労災保険の受給データを基に、休業給付については165件、障害給付・遺族給付については合わせて54件の対象者に勧奨を行った。</p>	<p>○未提出者に対する勧奨を毎月実施する。また、上半期に勧奨を行った者のうち未提出である者については、1次勧奨から6か月後を目途に再勧奨を行う。</p>
	⑧ 被扶養者資格の再確認	<p>○6月20日に船舶所有者宛に被扶養者状況リストを送付した。また、未提出の船舶所有者に対して8月に文書督促を実施した。</p>	<p>○未提出の船舶所有者に対して10月より再度文書督促を実施し、その後電話による督促を実施する。</p>
	⑨ 福祉事業の着実な実施	<p>○無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図りながら実施した。</p> <p>○保養事業について、加入者や船舶所有者等へ「船員保険のご案内」における周知及び日本海事新聞へ広告記事を掲載するなど、広報に努めた。</p>	<p>○無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、引き続き外部委託機関との連携を図り、着実な実施に努める。</p> <p>○保養事業について、引き続き加入者や船舶所有者等への周知・広報を行い、利用者拡大を図る。また、日本海事新聞への広告記事掲載は31年3月まで実施する予定。</p>

区分	事項	上半期の実施状況	下半期の取組予定
(2) 戦略的 保険者 機能	①データ分析に基づいた 第2期船員保険データヘル ス計画及び第3期特定健康 診査等実施計画の着実な 実施	i) 特定健康診査等の推進 ○30年度から実施している生活習慣病予防健診の無料化を周知するため、納入告知書に同封するチラシに毎月掲載、関係団体の機関誌への掲載等により船舶所有者への周知を実施した。また、被保険者を多く抱える船舶所有者に対しては個別訪問も実施した。 ○健診実施機関の拡大に向け、協会けんぽ支部と契約している実施機関及び船員手帳証明指定医療機関に対し勧奨を実施した。 ○オプション検査項目として前立腺がん検査を追加した。	○生活習慣病予防健診の受診環境をより一層整えるため、引き続き協会けんぽ支部と契約している実施機関及び船員手帳証明指定医療機関に対して、電話勧奨、訪問説明等を行うことにより、指定医療機関の増加を図る。 ○船員手帳証明書データの早期取得に向けて関係機関等と調整を行う。
		ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○30年度から可能となった初回面談の分割実施を効率的に実施するため、巡回健診に保健師を同行させ実施率の向上を図った。	○対面による保健指導のほか、スマートフォン等のICTを活用した保健指導の利用の拡大を図る。
		iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり ○船舶所有者ごとに健康上のリスク及び生活習慣の特徴をレーダーチャート等に取りまとめた健康度カルテを船舶所有者に提供した。	○健康度カルテの最新版を作成し、喫煙率が高い船舶所有者等を中心に郵送による情報提供を行う。 ○外部事業者の知見を活用し、船舶所有者が抱える自社船員の健康課題や健康づくりに関する取組み状況を把握し、船員の健康増進に繋げていく。

区分	事項	上半期の実施状況	下半期の取組予定
(2) 戦略的 保険者 機能		iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進 ○健診受診者のうち生活習慣病のリスクがある方に対し、健診結果に応じたオーダーメイドの健康情報リーフレットを9月から送付した。(9月は2,660人に送付) ○健診受診時の問診で喫煙していると回答した方に対し、慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリーフレットを9月から送付した。(9月は1,484人に送付) ○オンライン禁煙プログラムの希望者を8月中に公募し、9月からプログラムを開始した。30年度は試験的に実施することとしており20名程度が実施中。 ○メタボ対策やメンタルヘルスの出前健康講座を実施。 ○地方自治体等が開催する港イベントに協会けんぽ支部と共同で出展した。(「姫路港ふれあいフェスティバル(7/16)」)	○引き続きオーダーメイドの健康情報リーフレット及び慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリーフレットを送付する。 ○海技教育機構所管の養成校等の学生を対象として、若いうちから「からだの健康」や「こころの健康」に関する意識の醸成を図ることを目的として、船員保険の概要やメンタルヘルスケアに関する「健康づくり講座」を実施する。(8回開催予定) ○地方自治体等が開催する港イベントに協会けんぽ支部と共同で出展し、健康づくり等に関するPRを実施する。(「萩・さかなまつり(10/14)」「長崎さかな祭り(10/21)」)
	②情報提供・広報の充実	○30年度より日本海事新聞、水産経済新聞に定期的に「健診無料化」と「保養事業の推進」について広報を掲載した。 ○8月に施行された70歳以上の高齢者にかかる自己負担限度額の見直しについて、チラシ等を活用し船舶所有者や加入者に周知した。	○船員保険の運営状況や決算等を加入者及び船舶所有者にわかりやすく説明し、船員保険を身近に感じていただくためのリーフレット「船員保険通信」を作成・送付する。(10月末) ○船員保険給付内容等を説明した業務案内リーフレット「船員保険のご案内」を作成し、年金事務所、労働基準監督署、地方運輸局等の窓口に設置する。(3月中)
	③ジェネリック医薬品の使用促進	○9月7日に30年度第1回目のジェネリック医薬品軽減額通知を送付した。(15,592人に送付)	○第2回目の通知を31年3月に送付予定。

区分	具体的施策	重要業績評価指標（KPI）		30年度上期	29年度上期 (参考)
(1) 基盤的 保険者機能	②効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 ^{※1} について対前年度以上とする。	0.35%	0.34%	0.36%
	③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。	0.90%	0.98%	0.79%
	④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。	84.6%	88.0%	85.6%
		②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。	64.14%	22.07%	25.74%
		③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。 ^{※2}	0.087%	0.119%	0.171%
	⑤サービス向上のための取組	①サービススタンダード ^{※3} の達成状況を100%とする。	100%	99.9%	100%
		②資格情報の取得後、保険証の3営業日以内の発行を100%とする。	100%	100%	100%
	⑥高額療養費制度の周知 ^{※4}	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする。	80%	74.3%	78.2%
⑧被扶養者資格の再確認	被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする。	93.8%	86.9%	93.1%	

※1 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷医療費総額

※2 4月～7月分を集計したもの。

※3 職務外給付の申請の受付から給付金の振込までの期間を、10営業日以内とする。

※4 高額療養費における現物給付の件数割合について、4月～8月分を集計したもの。

区分	具体的施策	重要業績評価指標（KPI）		30年度上期	29年度上期 （参考）
（2） 戦略的 保険者 機能	① i）特定健康診査等の 推進※5	①生活習慣病予防健診受診率を40%以上とする。	40%	17.7%	17.1%
		②船員手帳健康証明書データ取得率を28%以上とする。	28%	5.1%	2.2%
		③被扶養者の特定健診受診率を20%以上とする。	20%	9.3%	7.1%
	② ii）特定保健指導の実 施率の向上※5	①被保険者の特定保健指導実施率を18%以上とする。	18%	12.2%	10.4%
		②被扶養者の特定保健指導実施率を12%以上とする。	12%	14.5%	18.4%
	③ジェネリック医薬品の 使用促進※6	ジェネリック医薬品使用割合を76.2%以上とする。	76.2%	78.0%	71.7%

※5 4月～8月分を集計したもの。

※6 7月診療分の使用割合。

		30年度上期	29年度上期
福祉事業	無線医療助言事業（通信数）	510件	390件
	洋上救急医療援護事業（出勤数）	14件	17件
	保養事業（利用宿泊数）	5,798件	5,981件
	契約保養施設利用補助事業（利用宿泊数）	786件	1,545件
	旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業（利用宿泊数）	792泊	554泊